

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第21号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則
外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧所等） 第3条 略 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧の時間を変更し、又は閲覧を行わない日を設けることができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、その旨を閲覧所に<u>掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知する</u>ものとする。	（閲覧所等） 第3条 略 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧の時間を変更し、又は閲覧を行わない日を設けることができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。